

医療法人社団健育会 石巻健育会病院

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団健育会が開設する石巻健育会病院（以下「当院」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当院では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援に努める。

- 2 当院では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当院では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当院では、利用者の心身の維持回復を図り、あきらめかけていた趣味・スポーツの再開など、できる限り利用者の生活のサポートを行うよう努める
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当院が得た利用者の個人情報については、当院での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当院の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人社団健育会 石巻健育会病院
- (2) 開設年月日 平成27年4月1日
- (3) 所在地 宮城県石巻市大街道西三丁目3番27号
- (4) 電話番号 (代表) 0225-94-9195 (直通) 0225-98-4918
- (5) FAX (代表) 0225-96-9866 (直通) 0225-98-4919
- (6) 管理者名 永野 功
- (7) 介護保険指定番号 0410211569

(従業者の職種、員数)

第5条 当院の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 医師（管理者兼務） | 6名 |
| (3) クラーク・事務員 | 1名 |
| (4) 理学療法士 | 8名 |
| (5) 作業療法士 | 3名 |
| (6) 言語聴覚士 | 3名 |
| (7) 運転手・助手 | 6名 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当院職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当院に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、医学的対応を行う。
- (3) クラーク・事務員は必要な事務業務を行う
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (5) 運転手・助手は利用者の送迎、助手業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 (介護予防) 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下の通りとする。

- (1) 年末年始等病院の指定する日を除く毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする（祝祭日を含む）。
- (2) 営業日の ①8:30から10:30 ②10:30から12:30
③13:30から15:30 ④15:30から17:30 を営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は40人とする。（ただし、介護予防通所リハビリテーションを含む）。

(通所リハビリテーション [介護予防通所リハビリテーション] の内容)

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあっては介護予防に資するよう）医師、理学療法士、作業療法士等リハビリタップ等によって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

3 以下の加算を算定する

- (1) リハビリテーションマネジメント加算（イ）（ロ）
- (2) 短期集中リハビリテーション実施加算
- (3) 口腔機能向上加算（II） (介護予防通所リハビリテーション含む)
- (4) 一体的サービス提供加算 (介護予防通所リハビリテーション)
- (5) 科学的介護推進体制加算 (介護予防通所リハビリテーション含む)
- (6) サービス提供体制強化加算（III） (介護予防通所リハビリテーション含む)
- (7) 退院時共同指導加算

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いをうける。
- (2) その他、利用者が個人的に扱う道具や日用品費などがある場合はその都度料金の支払いをうける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 送迎の実施地域 石巻市（離島・旧牡鹿町・雄勝・桃生町・北上町は除く）

東松島市（旧矢本町の一部）

- 2 (介護予防) 通所リハビリテーションの送迎サービスは、利用者の居宅と病院間の送迎のみに限り、それ以外への送迎は原則として禁止する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 当院の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 喫煙は、敷地内全面禁煙とし、飲酒は禁止とする。
- ・ 火気の取扱いは禁止する。
- ・ 所持品には必ず全ての物に名前を記入すること。無記名の場合は当院では責任を負わない。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用する。
- ・ 金銭・貴重品を持ち込んだときは自己管理とし、当施設は紛失・盗難等の責任を負わない。
- ・ 宗教活動は個人の自由であり、他者への強制や迷惑をかけない限り制限しない。
- ・ ペットの持ち込みは原則禁止とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(身体の拘束等)

第13条 当院は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当院の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第14条 当院は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策マニュアルに従い、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当院職員を充てる。
 - (2) 火元責任者には、当院職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検は防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、防災マニュアル（行動フローチャート）に従い行動する。
 - (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
 - ② 避難訓練（地震・津波）……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 当院は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第17条 当院は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、医療安全対策マニュアルを定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当院は、利用者に対し必要な措置を行う。（医療安全対策マニュアル・リハビリテーション部業務マニュアル）
- 2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的医療機関での診療を依頼する。

(虐待の防止について)

- 第18条 当院は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	石巻健育会病院 院長
-------------	------------

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 虐待発生時の指針を策定し、相談・報告体制を整備しています。
- (3) 従業者に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を年に1回以上実施しています。
- (4) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(職員の服務規律)

- 第19条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持するよう常に努める。

(職員の質の確保)

- 第20条 病院職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

- 第21条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団健育会の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第22条 職員は、病院が行う年1回の健康診断を受診すること。

(感染対策及び衛生管理)

- 第23条 当院は、感染症の予防及びまん延防止のために以下の措置を行う。

- (1) 感染対策委員会を設置する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための感染予防対策マニュアルを定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (3) 従業者に対し平常時の対策及び発生時の対応に関する研修等を定期的・計画的に行う。
- (4) 利用者の使用する設備、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 当院職員である期間および当院職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、院内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団健育会石巻健育会病院の運営会議において定めるものとする。

付 則 この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。